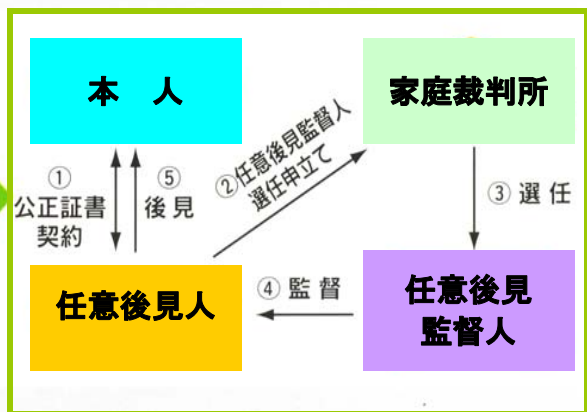
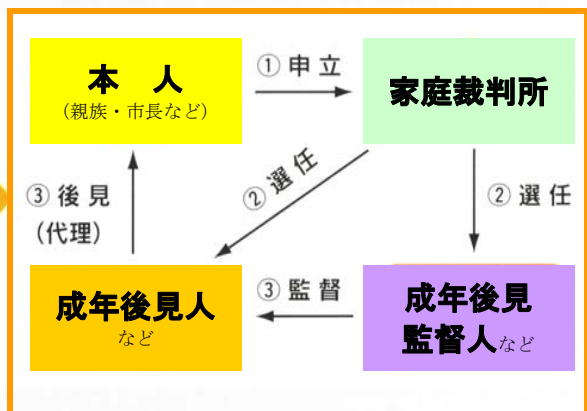


成年後見制度

こんなしくみになっています。



後見人等ができる業務は、「生活や療養看護に関する事務」と「財産の管理に関する事務」があります。法定後見では、家庭裁判所が内容を決定し、任意後見では、契約の時本人と相談して決めます。

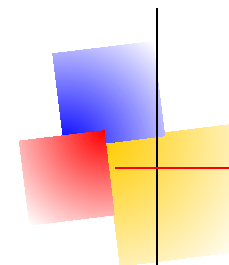
「特定非営利活動法人 京都府成年後見支援センター」は

- ★京都府内の成年後見制度の啓発普及に賛同する行政書士※が中心になって運営している団体です
 - ★成年後見等に関する無料相談を地域で定期的に受付けています
 - ★後見人候補者の育成及び後見人等の業務の支援、指導に努めております
 - ★研修会、演習等で、会員の資質の向上に努めています
 - ★後見人への報酬は、法定後見は家庭裁判所が決定します。任意後見は委任の内容や個別の事情によって契約の前に相談して決定します。
- ※行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。他の法律で制限されたものを除く(行政書士法第1条2)

特定非営利活動法人 京都府成年後見支援センター

〒610-0121 京都府城陽市寺田新池77-11

お問い合わせ
 電話 0774 (52) 7522
 FAX 0774 (52) 7522



あなたの街の
 成年後見支援センター

ご利用ですか？ 成年後見制度



特定非営利活動法人 京都府成年後見支援センター

みんなの安心！
自分のために！
家族のために！



法定後見 では

ご本人の判断能力がすでに低下している場合、家庭裁判所が適切な後見人等を選任します。後見人等を監督する後見監督人が選任されることもあります。

任意後見 では

ご本人の判断能力があるうちに、任意後見人と委任する内容を定め、判断能力が低下したときに備えて任意後見契約を公正証書で結んでおきます。

この制度は

- ◆判断能力の不十分な方々の日常生活を尊重しつつ、本人に代わって後見人等が法律行為（契約締結等）を行い、法的保護や支援を行います。
- ◆登記されるのみで戸籍には記載されません。
- ◆家庭裁判所の監督により、後見人等の仕事がチェックされ、安心して支援が受けられます。

成年後見に関する Q&A

Q 最近母のものわすれがひどく金銭管理に不安があるのですが……

A まず、お母さんに判断能力があるかどうかの判定が必要です。不十分と判定された場合必要があれば、家庭裁判所に対して法定後見開始の申立てをすることになります。その後、選任された後見人がお母さんの支援をします。

京都府成年後見支援センターでは、
法定後見の申立の支援を行っております

Q将来、判断能力の低下で年金の受取や医療費の支払いができなくなればどうするか？

A 元気な今のうちに、年金の受取や入院の手続、病院への支払い、支払いのための財産の売却や賃貸などの委任する内容、後見人候補者について、任意後見契約で決めておけば安心です。

京都府成年後見支援センターでは、
後見人候補者の紹介を行っております

「任意後見契約」とあわせてのおすすめ

- ・見守り支援
- ・財産管理支援
- ・遺言書作成支援
- ・死後整理支援



FAX連絡票 FAX番号 0774-52-7522

お問い合わせ・ご要望・ご意見などありましたら
下記にご記入の上FAXしてください

- 1 成年後見人を選任したいので、連絡がほしい
- 2 任意後見契約を検討したいので、連絡がほしい
- 3 遺言書などの作成を検討したいので、連絡がほしい



その他のご要望

FAX相談票 FAX番号 0774-52-7522

ご記入の上FAXしてください。
ご希望の回答方法 電話 FAX その他（ ）

ご相談の内容

お名前

ご住所

お電話番号 FAX番号

あなたの街の 成年後見支援センター

〒610-0121 京都府城陽市寺田新池77-11

お問い合わせ
電話 0774 (52) 7522
FAX 0774 (52) 7522